

税理士法人サム・ライズ
料金後納郵便
お電話と共に
走り続けるパートナー
ゆうメール

おしどり通信

ご縁をいただいた、あなたにお届けする・・・
公士郎版 Vol.18



下さいねえ (^^)

だいせん

大山に、行ってきました (^^)

初日、羽田から飛行機で米子鬼太郎空港へ、到着すると、手荷物の引渡し場に、鬼太郎の父がお出迎え(笑)、更に天井には、一旦木綿が描かれていました!!

そこからバスで、米子駅周辺のホテルに移動し、チェックイン。そこでくじ引きをやっていて、御菓子が当たる昔、草なぎ剛が宣伝していた物だ。そこで名前を見てびっくり、確か、CMでは、「日本満足・日本満足」と言っていたが!! よくラベルをみると、、、何と! 「一本満足」と書いてあり、恐らく10年位空耳であった事が発覚しました (^^)



二日目、10:00にチェックアウトして、**大神山神社** (おおがみやま) に参拝。小さいながら、パワー溢れる神社でした。その後、奥宮に向かいました。かなり、大自然の中にあり、猿にも遭遇しました。 (^^) やはり、自然は、最高です。 \ (^^) /



ですので感動しました。

ここは、別格です! (^^) そして、下山、駐車場にて大山が綺麗に見えたので、パチリッ!

今年は、大山開山1300年祭ですので、是非、足を運んで見て下さいねえ (笑)



奥宮に到着、そこから、軽く登山になります。石段を上り公式参拝。今迄、行った神社の中で、パワーが一番でした。一度は行って見たかった神社

おしどり番外編

セか? パか? 交流戦!

Tokyo Yakult Swallows

×

Lions



16:48の本川越発西武球場前駅直通的電車、皆様何でこんな暇なの?

と言う位、電車は、通勤ラッシュ

なみの混雑です。

私が試合を観に行くと、ライオンズは、勝った試しがない、勝率1割未満 (^^) 今年は、ヤクルト戦の観戦、結果は、やはり……



球場に入る前に買ったケバブが美味しかった \ (^^) /

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
Yakult Swallows	1	0	1	0	0	0	0	2	2							6	13	0		
Lions	1	0	1	1	0	1	0	0	0							4	10	0		

☆おしどり通信は、林公士郎・亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただければ幸いです☆

発行元: 税理士法人サム・ライズ

〒350-1124 埼玉県川越市新得町1-2-13 川越ビル2F A

TEL: 049-249-0222

FAX: 049-249-0220

e-mail: ayumi-hayashi@some-rize.net URL: http://www.some-rize.jp

発行編集責任者: 林 亜由美

～長瀬小旅行記～

今年は全国的に平年より気温が高くなると予想されております。熱中症だけではなく食中毒にも気を付けていかなければなりませんね。そんな太陽が照り付ける中、いざ長瀬へ

その日は朝から茹だるような暑さに苛まれ、どこにも出かける気が起きませんでしたが、ふと「かき氷が食べたい」と思い、せっかく出かけるなら都内よりも地方で食べたいと考えたため、長瀬へと足を運びました。

長瀬に着いたのは14時半頃。

朝から何も食べていなかった為、とりあえずかき氷よりもご飯を食べようと考え、駐車場から歩いていると、蕎麦屋の看板があちこちに立っていました。その為かすでに蕎麦を食べる気持ちになっており、蕎麦屋の店を探すことにしました。しかし、すでに昼時を過ぎていた為か、どこもかしこも既に店が閉まっており、4、5件目でようやく開いているところを見つけました。その店ではざるそばと山いもあげを注文しました。蕎麦は固めでしっかりとしており、香りもよく美味しかったです。

腹ごしらえもすませ、ついにかき氷へ。

道中で食べ歩き用のせんべいが売っていたので購入し堪能しつつも、長瀬では有名なかき氷屋「阿佐美冷蔵」へと向かいました。30人ほどの行列が出来ておりましたが、待つこと30分程で店内へ。

席に着くと並んでいた際に注文していたかき氷がすぐに運ばれてきました。抹茶や黒蜜などの和風な商品もありましたが、私が頼んだのはさっぱりとしていそうな「あさみの果汁スペシャル」を頼みました。

食べてみると、想像通りさっぱりとしていましたが、どのシロップも濃厚なジュースのようで、外で並んで乾いていた喉を優しく潤してくれました。

見た目はすごく大きく感じましたが、苦もなく食べることができました。

口直しに小さな梅干しがついているのが、斬新でした。

目的を果たせ大変満足し、帰路につきました。

税理士法人サム・ライズ スタッフ 東海林

[おしながき]



・ざるそば



・山いもあげ



・せんべい



・あさみの果汁スペシャル

みかん+ぶどう+もも

July
2018

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

7月の祝日といえば「海の日」です。もともとは「海の記念日」という日でしたが、1996年からは国民の祝日「海の日」となり、今年で22年目を迎えます。早いものですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2018年7月号

■改めて制度の確認
30万円未満の一括損金算入

■相続法改正 3
遺言制度・遺留分制度

■時間外労働削減に取り組む
中小企業を支援する助成金

■業種・事業所規模別にみる
夏季賞与1人平均支給額

◆編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A

TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

改めて制度の確認 30万円未満の一括損金算入

年間50万を超える法人が適用する、30万円未満の減価償却資産を全額損金として認めてもらえる制度、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度」（以下、当該制度）の適用が2年延長されました。これは法人だけでなく、個人事業者であっても同様の取扱いがありますが、ここでは法人を前提に制度を紹介します。

■ 当該制度の概要

当該制度は、従業員数1,000人以下の中小企業者等※が、一定期間内に取得等し、かつ、事業に用いた取得価額30万円未満である減価償却資産で一定のもの（以下、少額減価償却資産）を費用にしたときは、その費用とした金額の合計額が事業年度単位で300万円（事業年度が12ヶ月に満たない場合には月数按分が必要）に達するまで、その事業年度の損金として認めてもらえる特例です。

※中小企業者等とは、資本（又は出資、以下同じ。）の有無に応じて、それぞれ次に掲げる法人です。

① 資本がある場合

…その資本金の額が1億円以下であること

ただし例え1億円以下であっても、次の法人に発行済株式総数（出資総額）の2分の1以上を所有されている法人や2以上の大規模法人に発行済株式総数（出資総額）の3分の2以上を所有されている法人は、“中小企業者”にはなりません。

- 常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- 同一の大規模法人（資本金の額が1億円を超える法人又は資本がない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人で、中小企業投資育成株式会社を除く。）

② 資本がない場合

…常時使用する従業員の数が1,000人以下であること

■ 適用のポイント

当該制度を適用するにあたり、注意すべきポイントは、次のとおりです。

(1) 期間が限定されていること

適用には期限があります。改正前は平成30（2018）年3月31日まででしたが、平成30年

度税制改正により期限が2年延長され、“平成32（2020）年3月31日まで”となりました。

(2) 適用できる金額に上限があること

取得価額が30万円未満の減価償却資産であることが要件です。

この“取得価額”の単位は、通常の減価償却資産の取得価額の判定と同じで、「通常1単位として取引されるその単位ごと」です。

また、金額に消費税分を含めるか否かは、法人の経理方法に従います（税抜き経理→税抜きで判断）。

例（1単位）

- ・応接セット
…テーブルとソファの合計
- ・部屋のカーテン
…1部屋ごとの合計

(3) 他の特例と併用できないこと

研究開発税制を除き、他の租税特別措置法上の特例（圧縮記帳・特別償却・税額控除）との併用適用はできません。

(4) 経理処理や申告手続きが必要です

実際に適用を受ける場合には、次の経理処理や手続きが必要です。

- ・費用として経理処理（損金経理）すること
- ・申告の際に明細書（別表十六（七））を添付すること

なお、取得価額が10万円以上20万円未満である場合には、3年間で償却する制度（20万円未満の一括償却資産の損金算入制度）の適用も考えられます。20万円未満の一括償却資産の損金算入制度を適用したときには、償却資産税の対象にはなりません。そのため当該制度とどちらを適用した方が総合的に有利なのか、慎重な検討が求められます。

○取得価額金額別の特例適用可否（適用○、不適用×）

取得価額	償却方法		
	10万円未満の少額減価償却資産 全額損金算入	20万円未満の一括償却資産の損金算入 3年均等償却	当該制度 全額損金算入 (年300万円上限)
10万円未満	○	○	○
10万円以上20万円未満	×	○	○
20万円以上30万円未満	×	×	○

相続法改正 3 遺言制度・遺留分制度

平成30年3月13日に国会に提出された民法の改正法律案※に基づいて、改正が予定されている項目を解説しています。最終回の今回は、遺言制度と遺留分制度を中心に、要点をご紹介します。

■ 自筆証書遺言にまつわる改正

遺言制度の改正の中で注目すべきは、**自筆証書遺言**に関する2つの改正案です。

1. 方式の緩和

○財産目録

現行法	改正案
全て自筆	自筆は要しない

自筆証書遺言に添付する財産目録は、相続時の無用な紛争を防止するための重要な文書ですが、個々の財産が確実に特定できるよう、地番や地積、金融機関や口座番号等を正確に記載しなければなりません。財産を多く所有する遺言者にとっては労を要する作業です。

今回の改正案により、登記事項証明書や預金通帳の写しもしくはパソコンで作成した一覧等を用いて、**各ページに署名・押印**することで、自筆証書遺言に添付する財産目録として取り扱うことができるようになります。

2. 保管制度の創設

自筆証書遺言（無封のものに限る）の保管を法務局に申請できるようになります。

これを保管制度といい、この制度を利用すると、遺言者は法務局に、遺言書の返還や閲覧を請求できます。また、相続人や遺言執行者は、遺言者の死後、法務局に閲覧を申請できます。家庭裁判所での検認の手続きは不要です。

これにより、遺言書が見つからない、遺産分割後に遺言書が見つかった、等のトラブルも回避できるようになります。

■ 遺留分にまつわる改正

1. 遺留分の金銭債権化

○遺留分減殺請求

現行法	改正案
現物での返還が原則	金銭支払いの請求が可

遺留分減殺請求に対し、現行法では遺留分権利者に金銭での弁償の選択権はありません。改正案は、遺留分権利者に**遺留分侵害額相当の金銭支払いを請求する権利**を認めています。

2. 遺留分の算定方法の見直し

○遺留分額に算入する相続人に対する贈与

現行法	改正案
全ての期間が対象	10年間に限定

現行法では、相続人に対する特別受益に該当する贈与には時間的な制限が設けられておらず、何十年も前に行われたものも、遺留分額の算定の際に算入されます。

改正案は、**相続開始前10年間の贈与に限り**原則算入との制限を設け、それ以前に行われた財産は算入しないこととしています。

他にも「相続人以外の者への貢献を考慮した特別寄与料の請求」等の改正項目があります。詳しくは、法律案でご確認ください。

※改正法律案

以下の法務省サイトでご確認ください。
「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0021299999.html

時間外労働削減に取り組む 中小企業を支援する助成金

時間外労働の削減に向けて、外部の専門家によるコンサルティングを受ける、勤怠管理を手書きからタイムカードに変更するなど、様々な取組をしている企業があるかと思ひます。このような取組を行う企業への支援として「時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）」が設けられています。

■ 対象となる事業主

対象となる事業主は、平成28年度または29年度において、36協定の特別条項を締結している中小企業で、実際に特別条項が適用された月が複数月あった従業員がいた、または特別条項に該当する従業員が単月に複数名いたことが要件となっています。

助成金を受給するためには、定められた成果目標を達成する必要があります。具体的には、平成30年度または31年度に有効な36協定の「延長する時間」を短縮し、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行う必要があります。

【成果目標】

- ①時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ②時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数および法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

■ 支給対象となる取組

成果目標を達成するために、次のいずれか1つ以上の取組を実施する必要があります。

- ①労務管理担当者に対する研修
- ②労働者に対する研修、周知・啓発
- ③外部専門家によるコンサルティング

- ④就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤人材確保に向けた取組
- ⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦テレワーク用通信機器の導入・更新
- ⑧労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

■ 支給額

支給額は、成果目標①～③の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施にかかった経費の一部が助成されます。支給額は、以下のいずれか低い額となります。

- ・1企業あたり上限200万円
- ・上限設定の上限額（下表）および休日加算額※1の合計
- ・対象経費の合計額×補助率3/4※2

- ※1 成果目標に加え、週休2日制の導入に向けて休日を増加させた場合、休日加算額が支給されます。
 ※2 一定の要件を満たした場合、補助率が4/5となります。

表 上限設定の上限額

取組実施後に設定する時間外労働時間数等	取組実施前の時間外労働時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（アに該当する場合を除く）	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（ア、イに該当する場合を除く）
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	—
成果目標③	50万円	—	—

活用にあたっては、事業実施計画などの必要書類を平成30年12月3日までに最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）へ提出し、平成31年2月15日までに支給申請を行う必要があります。その他、様々な要件がありますので、利用にあたっては最新情報をご確認ください。

業種・事業所規模別にみる 夏季賞与1人平均支給額

夏季賞与の支給時期を迎えます。賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査結果※から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成29年の夏季賞与について、支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをご紹介します。

■ 支給額は1ヶ月分程度に

主な業種別に1人平均支給額などをまとめると、以下のとおりです。調査産業計をみると5～29人規模は26.7万円で、28年に比べ2.0%の増加、30～99人規模は32.6万円で、

3.6%の増加になりました。両規模とも前年を上回ったのは、2年連続となりました。きまって支給する給与に対する支給割合は、5～29人規模が0.96ヶ月、30～99人規模が1.04ヶ月と、どちらも1ヶ月分程度です。

平成29年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

業種	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に対する 支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合 (%)	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	267,386	2.0	326,080	3.6	0.96	1.04	64.5	89.2
建設業	286,369	-2.3	495,183	6.3	0.91	1.19	65.7	83.0
総合工事業	284,593	-13.1	505,703	9.3	0.96	1.19	67.2	80.8
職別工事業	197,606	-7.9	265,791	-19.3	0.77	0.82	58.6	71.4
設備工事業	380,257	16.7	546,505	7.0	1.03	1.37	73.8	94.7
製造業	266,313	8.4	336,154	0.9	0.91	1.08	66.0	88.0
消費関連製造業	208,965	4.9	259,753	1.1	0.78	0.87	52.6	85.2
素材関連製造業	258,953	3.0	399,248	-0.1	0.91	1.23	74.0	91.6
機械関連製造業	331,730	16.9	338,899	1.6	1.03	1.11	71.8	86.3
食料品・たばこ	184,020	-1.6	253,549	5.5	0.81	0.81	54.9	87.1
繊維工業	146,949	-14.0	202,058	1.9	0.66	0.86	45.5	81.5
木材・木製品	275,345	54.5	270,639	9.5	0.93	1.01	64.2	92.3
家具・装飾品	186,117	-31.2	282,071	-12.3	0.79	1.00	56.0	77.4
パルプ・紙	227,043	8.2	393,296	1.7	0.74	1.20	67.9	100.0
印刷・同関連業	240,530	-1.2	286,128	-0.8	0.69	0.90	53.2	80.6
化学・石油・石炭	403,532	-5.6	607,844	2.6	1.34	1.71	80.5	92.7
プラスチック製品	184,882	-29.8	252,375	5.2	0.69	0.98	73.2	82.5
ゴム製品	184,418	24.4	366,204	11.5	0.70	1.17	80.8	85.3
窯業・土石製品	202,895	-16.9	401,622	-3.5	0.80	1.10	80.6	95.2
鉄鋼業	368,084	-9.3	572,219	-10.6	1.08	1.51	90.5	100.0
非鉄金属製造業	295,775	10.5	417,135	15.8	1.06	1.29	76.1	90.9
金属製品製造業	272,071	28.7	358,930	-5.1	0.95	1.12	70.1	90.0
はん用機械器具	443,565	54.8	345,957	1.7	1.19	1.23	84.7	87.5
生産用機械器具	305,557	15.9	336,867	-4.4	1.00	1.08	81.3	81.3
業務用機械器具	337,973	0.7	427,041	8.7	1.23	1.22	69.0	92.7
電子・デバイス	279,238	-3.1	283,670	3.6	0.86	1.01	45.4	80.0
電気機械器具	338,289	0.6	312,219	1.3	0.96	1.07	72.1	90.6
情報通信機械器具	301,613	-11.1	406,851	-14.2	1.00	1.14	71.3	78.9
輸送用機械器具	286,275	27.8	339,606	12.2	0.97	1.13	62.8	91.3
その他の製造業	379,585	81.6	326,827	-6.4	0.98	1.09	55.1	93.6
電気・ガス・熱供給等	569,322	6.7	649,322	4.5	1.53	1.68	91.5	92.7
情報通信業	361,809	-4.7	507,633	3.7	1.04	1.39	59.3	93.7
情報サービス業	391,796	16.3	500,185	5.1	1.07	1.41	58.8	92.3
映像音声文字情報	312,093	-23.9	351,456	2.0	0.95	1.16	57.6	87.5

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成29年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

業種	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
運輸業、郵便業	252,053		256,191	-1.9	0.91	0.89	66.5	86.4
道路旅客運送業	84,690	-26.7	116,285	-4.2	0.41	0.52	59.5	89.5
道路貨物運送業	195,021	11.3	184,922	-1.3	0.74	0.65	57.6	78.0
卸売業、小売業	280,776	-1.8	278,369	10.5	1.00	0.93	67.0	90.8
卸売業	446,301	1.4	501,714	8.2	1.37	1.41	78.5	90.9
繊維・衣服等卸売業	201,071	-46.1	408,981	27.8	0.89	1.21	72.0	80.0
飲食料品卸売業	264,415	-1.5	285,483	-1.5	1.07	0.99	72.2	92.1
機械器具卸売業	517,336	5.7	669,707	4.5	1.49	1.66	77.7	85.7
小売業	189,057	-2.1	142,277	20.4	0.78	0.64	61.6	90.7
各種商品小売業	55,273	158.4	136,784	4.1	0.39	0.70	50.5	100.0
織物等小売業	177,905	43.6	274,300	-3.6	0.76	0.68	65.9	66.7
飲食料品小売業	56,357	8.3	113,092	48.7	0.43	0.53	37.2	93.8
機械器具小売業	371,988	-9.4	306,799	3.9	1.20	1.14	87.4	90.0
金融業、保険業	522,630	4.5	595,366	6.2	1.54	1.65	88.0	96.7
不動産業、物品賃貸業	401,874	-8.9	427,975	-2.9	1.27	1.19	76.3	89.3
不動産業	480,322	-6.1	478,918	-4.6	1.42	1.33	76.8	86.7
物品賃貸業	238,045	-23.9	359,880	1.4	0.91	1.02	75.3	92.7
学術研究等	389,135	20.2	518,793	-5.3	1.14	1.32	72.8	91.0
専門サービス業	372,924	15.6	545,884	-15.9	1.12	1.31	70.3	88.9
広告業	212,123	-29.3	250,526	-31.1	0.56	0.70	74.1	85.7
技術サービス業	403,891	33.6	514,773	3.9	1.14	1.40	73.8	91.7
飲食サービス業等	45,765	-8.1	47,784	-8.7	0.34	0.33	40.5	81.0
宿泊業	136,733	-6.3	84,836	15.9	0.65	0.44	45.3	67.5
飲食店	31,455	-13.9	34,556	-15.8	0.29	0.29	41.3	81.2
持ち帰り・配達飲食	72,220	2.9	93,760	-5.5	0.42	0.57	32.9	94.7
生活関連サービス業等	152,569	17.7	131,459	-4.8	0.63	0.65	44.9	85.1
娯楽業	116,642	22.6	123,512	-1.8	0.56	0.61	58.9	89.1
教育、学習支援業	383,415	6.3	524,290	-2.3	1.24	1.61	74.7	100.0
学校教育	492,345	8.3	540,441	-3.3	1.52	1.68	91.6	100.0
他教育、学習支援	170,257	2.0	406,009	2.0	0.92	1.04	61.9	100.0
複合サービス事業	409,523	-2.7	390,400	-0.9	1.43	1.32	98.7	100.0
その他のサービス業	340,075	-3.3	301,195	4.4	1.08	0.97	64.5	80.1
廃棄物処理業	269,472	29.9	377,774	-0.2	0.91	1.02	67.8	94.7
自動車整備等	294,360	-21.3	748,813	2.3	0.93	1.05	66.0	100.0
職業紹介・派遣業	363,315	21.6	208,281	8.3	1.12	0.59	59.9	55.1
他の事業サービス	348,192	-0.4	178,191	-0.4	1.09	0.79	64.5	76.9

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

業種ごとで異なる状況に

業種別の1人平均支給額は、5~29人規模では3万円台~50万円台、30~99人規模では3万円台~70万円台と、大きな開きがみられます。また、1人平均支給額の前年比をみると、両規模とも28年より増加した業種が多くなりま

した。

支給事業所数割合は、30~99人規模100%の業種がある一方で、5~29人規模では50%未満の業種もあり、業種や規模によって大きな違いがみられる結果になりました。今年はどうになるのでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

2018年8月

お仕事備忘録

1. 個人事業者の税金の納付

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

3. 賞与所得税の納付

4. 熱中症対策

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

例 ・ 個人事業税（第1期分）・ 個人都道府県民税・ 市町村民税（第2期分）

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

3. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分も忘れずに納付しましょう。

4. 熱中症対策

暑さのピークを迎えるこの時期は、引き続き熱中症対策が重要です。具体的な対策は、厚生労働省などが発行しているリーフレットを参考に行うとよいでしょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

- ◆配達物の扱い：休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。
- ◆福利厚生の管理：休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。
- ◆パソコン等のデータバックアップ：休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょう。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

事務服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

【お礼状の注意事項】

- ・なるべく早く送ること
- ・葉書でも充分
- ・お礼状は、“出す”ことが肝心
- ・「ついでにお礼・・・」は厳禁

お礼状の書式例

〇〇株式会社
〇〇〇〇様

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇〇〇

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度は、結構なお品をご恩賜いただきありがとうございます。書面をもちまして御礼申し上げます。

暑さ厳しき折から、ご自愛下さい。

敬具

お仕事 カレンダー

2018.8

夏季休暇がある場合には、夏季休暇分の仕事の段取りを整え、取引先への配達、支払や回収などが滞らないように注意しましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	水	先勝	
2	木	友引	
3	金	先負	
4	土	仏滅	
5	日	大安	
6	月	赤口	
7	火	先勝	立秋
8	水	友引	
9	木	先負	
10	金	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（7月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	先勝	山の日
	日	友引	
	月	先負	
	火	仏滅	
15	水	大安	
16	木	赤口	
17	金	先勝	
18	土	友引	
19	日	先負	
20	月	仏滅	
21	火	大安	
22	水	赤口	
23	木	先勝	処暑
24	金	友引	
25	土	先負	
26	日	仏滅	
27	月	大安	
28	火	赤口	
29	水	先勝	
30	木	友引	
31	金	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納付（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで

7 staff 編集後記

July

今年は梅雨が殆どなく毎日暑い日々ですね。大雨による災害もあり、自然の恐ろしさを実感しています。また先日も、久しぶりに地震速報が流れましたね。あの音を聞くとあの大地震を思い出します。心臓もバクバク。日本よいったい・・・大丈夫か??と心配になります。皆さん非常用持ち出し袋の中身は常にチェックしてくださいね。さて、そんな7月ですがそろそろ夏休み。今年の夏はみなさんどのように過ごすのでしょうか??

夏だ！海だ！山だ！ どこへ行く??

石田



今年は、2つの花火大会に行く予定です。去年秋から都内にいるので、初の隅田川♪そして朝霞です！隅田川の混み具合は怖いですが、東京の夏を楽しみます！そして、今年は9月に初ハワイへ行きます♪そのためお盆は仕事頑張ります！

小笠原



毎年、お盆は岩手県八幡平で私の母方の墓参りをしてから小岩井農場を經由して夫の実家である八戸へいきます。毎年八戸へ到着するなり発熱し殆ど寝たきりで治るころ帰る。というような流れになっています。今年こそ奥入瀬渓流などに行きたいです！

黒田



今年は能登半島をバイクで旅行したいと考えています。今年一度観光で行ったのですがとても良い場所だったので、今度はバイクで海岸沿いを走いながら景色を楽しみたいと思います。お寿司がとてもおいしかったので、行った際には是非もう一度食べたいです。

相藤



基本的にはインドアなので暑いし、例年はあんまり出かけるとは致しませんが、今は特に考えておりませんがノープランですが、今年は8月は取らず9月に行こうと考えておりますので遅めの夏休みに期待します。

瀬川



今年の夏休みは主人の実家・滋賀に帰省します。GWに息子の発熱により帰省&初節句のお祝が出来なかったのが、みんな楽しみに待っていてくれます。私的には琵琶湖とCLUBHARIEのラコリーナ近江八幡へ連れて行ってほしいです♪

東海林



ここ最近の夏休みは毎年大阪に旅行へ行っておりまして。ですが、流石に今年は違う場所へ行こうと考えております。しかし、まだ何も決めておりません!! もうそろそろ決めなくては、今年の夏はどこにも行けないかもしれませんね・・・。

那須野



地域のお祭りが好きで、今年も「郡上祭り」に行ってきました。今年で2回目の参加です。下駄をコツコツと鳴らしながら踊る郡上踊は音が揃う一体感と活気があり、踊りも覚えやすく子供たちも見よう見まねで踊っていました。水分や夏の果物を取りながら、素敵な夏をお過ごしください！

【お知らせ】

お盆の時期も営業中

